

○くらしき移住者応援補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、県外から本市に転入した者であつて、情報通信事業、文化事業、医療、福祉、繊維産業若しくは農業の分野で事業に従事する者又は自己の意思によりテレワークを行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、本市への定住促進及び地域経済の発展に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報通信事業 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類G—情報通信業のうち、中分類38—放送業（細分類3809—その他の管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、中分類39—情報サービス業（細分類3909—その他の管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、中分類40—インターネット付随サービス業（細分類4009—その他の管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、中分類41—映像・音声・文字情報制作業（細分類4109—その他の管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）又は大分類L—学術研究，専門・技術サービス業のうち、中分類73—広告業（細分類7309—その他の管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）に係る事業をいう。
- (2) 文化事業 日本標準産業分類に掲げる大分類L—学術研究，専門・技術サービス業のうち、中分類72—専門サービス業（他に分類されないもの）中、小分類726—デザイン業若しくは小分類727—著述・芸術家業、中分類74—技術サービス業（他に分類されないもの）中、小分類746—写真業又は大分類O—教育，学習支援業のうち、中分類82—その他の教育，学習支援業中、小分類821—社会教育中、細分類8213—博物館，美術館に係る事業をいう。
- (3) 繊維産業 日本標準産業分類に掲げる大分類E—製造業のうち、中分類11—繊維工業に係る事業（細分類1109—その他の管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）又は大分類I—卸売業，小売業のうち、中分類57—織物・衣服・身の回り品小売業中、

製造した繊維関連商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する製造小売業をいう。

- (4) 農業 日本標準産業分類に掲げる大分類A―農業、林業のうち、中分類0 1―農業中、小分類0 1 1―耕種農業に係る事業をいう。
- (5) 転入 新たに本市の区域内に住所を定めること（住民基本台帳法（昭和4 2年法律第8 1号）第2 2条の規定により市長に届け出たものに限る。）をいう。
- (6) 高梁川流域圏 倉敷市、新見市、高梁市、総社市、早島町、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町及び笠岡市をいう。
- (7) 事業場 法人並びに法人の子会社等（会社法（平成1 7年法律第8 6号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）及び関連会社（会社計算規則（平成1 8年法務省令第1 3号）第2条第3項第2 1号に規定する関連会社をいう。）の本店、支店及び営業所等又は個人事業主（所得税法（昭和4 0年法律第3 3号）第2 2 9条に規定する開業の届出をした者をいう。以下同じ。）その他の個人で事業を営む者が事業を行う事業所をいう。
- (8) 介護保険事業所 介護保険法（平成9年法律第1 2 3号）第1 1 5条の3 2第1項に規定する介護サービス事業者の指定に係る事業所又は施設であつて、市内に所在するものをいう。
- (9) 保育園等 市内に所在する保育園、幼稚園又は認定こども園であつて、私立のものをいう。
- (10) テレワーク 被用者（雇用契約に基づいて就労する者に限る。）が、情報通信技術を利用することによって、その所属する企業、団体等の事務所、事業所等以外の場所において就労する勤務形態をいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 転入の日前1年以上継続して岡山県外に居住していたこと。
- (2) 転入の日から3月を経過する日までにくらしき移住定住推進室又は市の就労支援窓口（本市への移住を希望する者への就労支援を行うために本市が設置する窓口をいう。）で移住に関する相談を行った者であること。
- (3) 転入の日が令和4年3月1日以後であること。
- (4) 転入の日から3年以上継続して本市に居住する意思を持って転入した者であること。
- (5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 日本国籍を有する者であること。

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第4条第1項の規定により特別永住者としての許可を受けた者であること。

(6) 本市への移住に関する広報活動に対して積極的に協力することができること。

(7) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。

ア 情報通信事業、文化事業、繊維産業又は農業に関する事業（これらの事業に関連すると市長が認めるものを含む。）を個人事業主又は法人の代表者（以下「事業主等」という。）として行っている者で、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

(ア) 事業主等として事業を行っていることの確認ができること。

(イ) 令和4年4月1日以後に倉敷市内（農業の場合は高梁川流域圏内）に事業場を設置又は変更し、事業を実施していること。

(ウ) 補助金の交付を申請する日において、3月以上事業を継続し、かつ、活動実績があること。

(エ) 事業を行うために必要な手続を行い、許可等を受けていること。

イ 農業（農業に関連すると市長が認めるものを含む。）に関する事業場又は医療若しくは福祉に関する事業場（介護保険事業所又は保育園等をいう。）に新規就職（当該事業場で就労したことがない者が新規に就労を開始することをいう。以下同じ。）する者で、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

(ア) 令和4年4月1日以後に倉敷市内にある事業場において就労を開始していること。

(イ) 勤務時間が週30時間以上の無期雇用契約を締結していること。

(ウ) 補助金の交付を申請する日において、就労開始日から起算して3月以上継続して勤務していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でないこと。

(オ) 国、地方公共団体又は独立行政法人への新規就職でないこと。

(カ) 医療若しくは福祉に関する事業場への新規就職の場合は、別表に掲げるいずれかの資格、免許等を有し、当該資格、免許等を必要とする職としての就労であること。

ウ 国、地方公共団体、農業の担い手を育成することを目的とした法人等が実施する農業

研修（新たに農業を営むために必要な技術を習得するために概ね3月以上2年未満の期間で実施される研修をいう。以下同じ。）を1月以上受講し、又は修了し、かつ、修了後1年を経過する日までに高梁川流域圏内で農業による収入によって生計を営む意思を有すること。

エ 転入後テレワークにより就労する者で、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

(ア) 事業主からの命令、指示等によるものでなく、自己の意思によりテレワークによる就労を開始したものであること。

(イ) 勤務時間が週30時間以上の無期雇用契約を締結していること。

(ウ) 補助金の交付を申請する日において、市内でテレワークによる勤務を開始した日から3月以上継続してテレワークによる勤務をしていること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でないこと。

(オ) 国、地方公共団体又は独立行政法人への新規就職でないこと。

(カ) 法人の代表若しくは役員等又は個人事業主としての就労でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

(1) 倉敷市移住支援金交付要綱（令和元年倉敷市告示第530号）、倉敷市テレワーク移住支援補助金交付要綱（令和3年倉敷市告示第165号）又は倉敷市移住者を対象とした介護事業所及び保育園等への就職支援金交付要綱（令和2年倉敷市告示第459号）に基づく補助金の交付を受けている者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を目的とした事業の事業主等又は当該事業に従事する者

(3) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業の事業主等又は当該事業に従事する者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5) 市税を滞納している者

(6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、10万円とする。

2 この要綱による補助金の交付は、一の者につき1回限りとする。

3 第10条の規定による継続補助金の交付は、一の者につき2回を限度とする。ただし、1会計年度につき1回とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、転入の日から起算して1年が経過する日までの間に、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 転入後の住民票の写し

(2) 転入の日の前日まで住所を有していた市区町村が発行した住民票の除票その他の転入の日の前日までの住所及び当該住所に居住していた期間が確認できる書類

(3) 事業主等としての事業を証する次に掲げる書類のうちいずれかのもの(第3条第1項第7号アに該当する場合に限る。)

ア 事業概要書

イ 所得税法第229条に規定する開業の届出の写し又は履歴事項全部証明書

ウ 法人事業概況説明書

エ アからウまでの書類のほか事業主等としての事業実態が確認できる書類

オ 農地利用許可証(農業に関する事業を行う場合に限る。)

(4) 就労証明書(第3条第1項第7号イ及びエに該当する場合に限る。)

(5) 保有する資格又は免許を証する書類(第3条第1項第7号イ(カ)に該当する場合に限る。)

(6) 農業研修を修了したこと又は受講中であること及び農業による収入によって生計を営む予定であることを証する次に掲げる書類(第3条第1項第7号ウに該当する場合に限る。)

ア 事業計画書

イ 農業研修を修了したことを証する書類、農業研修を受講中であることを証する書類又は農業研修の受講内容を記録した書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに市長に所定の請求書により補助金の交付の請求をし、市長は、これに基づき補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(継続補助金の交付)

第10条 交付決定者が、次の各号のいずれにも該当するときは、第7条により交付を受けた補助金に継続する補助金（以下「継続補助金」という。）の交付を申請することができる。

(1) 転入の日から継続して本市に居住し、次のいずれかの期間を経過していること。

ア 転入の日から起算して1年以上2年未満

イ 転入の日から起算して2年

(2) 第5条の交付を申請した日（前号アに該当し、この項による継続補助金の交付を申請した場合は、当該継続補助金の交付を申請した日）から6月を経過していること。

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 第5条の交付申請書に記載した事業又は就労を継続していること。

イ 第5条の交付申請書に記載した事業を廃止し、又は就職先を退職した者で、次に掲げる要件の全てを満たすもの

(ア) 第3条の要件の全てを満たす者であること。

(イ) 継続補助金の交付の申請の前1年のうち事業を行い、又は就労した期間が9月以上であること。

2 前項の規定により継続補助金の交付を受けようとする者は、転入の日から起算して2年（

前項第1号イに該当する場合は3年)以内に、所定の継続交付申請書に次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類(継続補助金の交付を申請した日から起算して3月以内に作成又は発行されたものに限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1項第7号アに該当する場合は、次に掲げる書類のうち2以上の書類

ア 事業概要書

イ 履歴事項全部証明書

ウ 法人事業概況説明書

エ アからウまでの書類のほか事業主等として事業を行っていることが確認できる書類

(2) 第3条第1項第7号イ及びエに該当する場合は、就労証明書

(3) 第3条第1項第7号ウに該当する場合は、次に掲げる書類

ア 事業計画書

イ 農業研修を修了したことを証する書類、農業研修を受講中であることを証する書類又は農業研修の受講内容を記録した書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 第6条から第9条までの規定は、継続補助金の交付について準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に転入した者の第3条第1項第2号の規定の適用については、同号中「転入の日から3月を経過する日まで」とあるのは「令和5年1月31日まで」とする。

附 則 (令和7年3月31日告示第171号)

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、告示の日から施行する。

別表 (第3条関係)

医療又は福祉に関する対象資格

- 1 保育士（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士をいう。）の資格
- 2 幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状をいう。）
- 3 保健師免許（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条第1項に規定する免許をいう。）
- 4 助産師免許（保健師助産師看護師法第7条第2項に規定する免許をいう。）
- 5 看護師免許（保健師助産師看護師法第7条第3項に規定する免許をいう。）
- 6 准看護師免許（保健師助産師看護師法第8条に規定する免許をいう。）
- 7 薬剤師免許（薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条に規定する免許をいう。）
- 8 理学療法士免許（理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条に規定する免許をいう。）
- 9 作業療法士免許（理学療法士及び作業療法士法第3条に規定する免許をいう。）
- 10 診療放射線技師免許（診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第3条に規定する免許をいう。）
- 11 臨床検査技師免許（臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第3条に規定する免許をいう。）
- 12 視能訓練士免許（視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第3条に規定する免許をいう。）
- 13 言語聴覚士免許（言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第3条に規定する免許をいう。）
- 14 臨床工学技士免許（臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第3条に規定する免許をいう。）
- 15 細胞検査士（細胞検査士資格認定試験に合格し、公益社団法人日本臨床細胞学会が認定する資格をいう。）の資格
- 16 栄養士免許（栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項に規定する免許をいう。）
- 17 管理栄養士免許（栄養士法第2条第3項に規定する免許をいう。）

- 18 歯科衛生士免許（歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第3条に規定する免許をいう。）
- 19 精神保健福祉士（精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第2条に規定する精神保健福祉士をいう。）の資格
- 20 社会福祉士（社会福祉及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項に規定する社会福祉士をいう。）の資格
- 21 介護福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護福祉士をいう。）の資格
- 22 介護支援専門員（介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。）の資格